

○厚生労働省告示第三百十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年八月二十九日から適用する。

平成三十年八月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後							改正前									
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード			
(略)							(略)									
1962から 1994まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1962から 1994まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
					なし	ニボルマブ、ベムブ ロリズマブ、アテゾ リズマブ、デュルバ ルマブ、ラムシルマ ブ、ペバシズマブ 、ベメトレキセドナ トリウム水和物、ク リゾチニブ、アレク チニブ塩酸塩、セリ チニブ、オシメルチ ニブメシル酸塩、ゲ フィチニブ、アフア チニブマレイン酸塩 、エルロチニブ、カ ルボプラチン+パクリ タキセル、化学療 法、放射線療法、G0 05、J045なし	(略)	(略)					なし	ニボルマブ、ベムブ ロリズマブ、アテゾ リズマブ、ラムシル マブ、ペバシズマブ 、ベメトレキセドナ トリウム水和物、ク リゾチニブ、アレク チニブ塩酸塩、セリ チニブ、オシメルチ ニブメシル酸塩、ゲ フィチニブ、アフア チニブマレイン酸塩 、エルロチニブ、カ ルボプラチン+パクリ タキセル、化学療 法、放射線療法、G0 05、J045なし	(略)	(略)
					(略)	(略)								(略)	(略)	
(略)							(略)									
2861から 2873まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2861から 2873まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
					なし	インフリキシマブ、 ゴリムマブ、J041- 2、アダリムマブ、ベ ドリズマブ、タクロ リムス（外用薬を除 く。）、G005、J045 なし	(略)	(略)					なし	インフリキシマブ、 ゴリムマブ、J041- 2、アダリムマブ、タ クロリムス（外用薬 を除く。）、G005、 J045なし	(略)	(略)
					(略)	(略)								(略)	(略)	
					3あり	アダリムマブ、ベド リズマブ								3あり	アダリムマブ	
					(略)	(略)								(略)	(略)	
(略)							(略)									

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
	薬剤	番号		薬剤	番号
(略)			(略)		
2	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年8月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1805、1995から2004まで、2543から2584まで及び2647から2696まで	2	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成26年7月4日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1805、2547、2548、2560、2561、2571、2574、2581、2584及び2682から2685まで
(略)			(略)		
20	オラパリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3697、3698、3708、3709及び3714	20	オラパリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3697、3698、3708、3709及び3714
	オラパリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3267から3269まで及び3275から3277まで			
(略)			(略)		
25	パシレオチドパモ酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3483	25	パシレオチドパモ酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3483
	パシレオチドパモ酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3483			

